

■議案第104号 平成27年度 電源立地地域対策交付金事業（小型動力ポンプ付積載車整備事業）に係る売買契約の締結について

【要旨】

本町全域を管轄する高幡消防組合四万十消防団は、本部と18分団で組織され、火災・災害時の出動や訓練など、連携強化を図りながら火災予防や防災活動に取り組んでいます。現在18分団にそれぞれ消防車両を配備し、各分団相互の応援体制のもと、町全域で活動を行っていますが、老朽化が著しい消防車両は緊急時の出動に支障を来す恐れがあるため、車両の性能や耐久性も考慮し、計画的な更新整備を図ることとしています。

現在、東又分団に配備している小型ポンプ用積載車は、平成5年11月の登録から約22年を経過（走行距離：9,196km H27.9.1現在）し、車体本体の走行装置やエンジン部に老朽化が見られ、度々の修繕が必要であるため、整備計画に基づき今回更新を行うものです。

本事業に伴う売買契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

【小型動力ポンプ付積載車購入事業の備品等購入内容】

購入備品	車両本体	・ダブルキャブ 4WD型 ディーゼルエンジン 2900cc 以上
	艀装	・スライドダウンポンプ昇降装置 ・ポンプ用充電器 ・荷台内座席（2席） ・付属品取付等荷台内装備
	付属品及び取付品	・車載型デジタルトランシーバー ・前後部警光灯、LED 照明、散光型照明、サイレンアンプ ・防火服、防火帽、ゴム長靴、安全帯 ・消防ホース、ホース巻取装置、消火栓開閉金具 等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。